

公立大学法人長野県立大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における学生等への対応に関する留意事項

公立大学法人長野県立大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条および第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも不当な差別的取扱いに該当するものがあることを留意すること。

- (1) 障がいがあることを理由に受験を拒否すること
- (2) 障がいがあることを理由に入学を拒否すること
- (3) 障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること
- (4) 障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること
- (5) 障がいがあることを理由に実習、海外プログラム、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- (6) 障がいがあることを理由に事務窓口等の対応順序を劣後させること
- (7) 障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- (8) 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- (9) 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- (10) 障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等に環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

その内容は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

（物理的環境への配慮の具体例）

- (1) 車椅子利用者のために校内のバリアフリー化を推進すること
- (2) 図書館、PC・CALL 教室、実験・演習室等の施設・整備を、他の学生等と同等に利用できるように改善すること
- (3) 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- (4) 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- (5) 障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- (6) 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- (7) 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室又は休憩スペースの確保に努めること
(意思疎通の配慮の具体例)
- (1) 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障を行うこと
- (2) ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- (3) シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや拡大資料等を提供すること
- (4) 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いたり、補足説明を加えること
- (5) 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- (6) 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- (7) 障がいのある学生等で、視覚情報が優位なものに対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等で分かりやすく伝えること
- (8) 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- (9) 口頭の指示だけでは伝えわりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- (10) 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意思表示を認めたりすること
- (11) 入学試験や定期試験又は授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること
(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)
- (1) 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、拡大文字の使用を認めたりすること

- (2) 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- (3) 外部の人々の立入りを禁止している施設等において、介助者等の立入りを認めること
- (4) 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩をとることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- (5) 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- (6) 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- (7) 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- (8) 障がいのある学生等が参加している実験、実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- (9) (外国語の) リスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- (10) IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- (11) 授業中、ノートをとることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- (12) 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- (13) 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- (14) 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- (15) 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- (16) 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- (17) 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- (18) 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- (19) 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- (20) 障がいのある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること